

令和五年六月三十日付け奈良県公報第四百二十三号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和七年二月十二日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（三級及び四級基準点測量）
- 二 測量の地域 奈良市鳥見町四丁目地区（一部）
- 三 測量の期間 変更前 令和五年六月六日から令和六年二月十六日まで
変更後 令和五年六月六日から令和六年十二月二十七日まで